

介護保険料の設定（案）について

1 第1号被保険者介護保険料（基準額）の算定のしくみ

$$\begin{array}{c}
 \text{（標準給付費見込額＋地域支援事業費見込額）} \\
 \times \\
 \text{第1号被保険者の負担割合（23\%）} \\
 + \\
 \text{調整交付金の不足額等} \\
 - \\
 \text{介護給付費準備基金の活用} \\
 \div \\
 \text{過去の実績に基づく保険料の収納率} \\
 \div \\
 \text{保険料の賦課割合で補正した第1号被保険者数（※2）} \\
 \div \\
 \text{12か月} \\
 = \\
 \text{第1号被保険者介護保険料（基準額（月額））}
 \end{array}$$

（※1） 網掛けの部分については、保険料収納必要額を算定している。

（※2） 所得段階ごとの人数に賦課割合を乗じる。

第1段階から第3段階については、軽減前の賦課割合を乗じる。

2 介護保険財源負担割合（令和3年度～5年度）

介護保険給付費及び地域支援事業費の財源の主な負担割合は政令で定められている。

保険料（50%）		公費（50%）			
第1号被保険者 介護保険料	第2号被保険者 介護保険料	国 負担金	国 ※	県 負担金	市 繰入金
23%	27%	20%	5%	12.5%	12.5%

※調整交付金の率。詳細は3(2)②を参照。

3 保険料段階の設定案について

(1) 標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額	219.7 億円	233.5 億円	246.8 億円	700.0 億円
地域支援事業費見込額	17.1 億円	17.6 億円	18.1 億円	52.8 億円
合計	236.8 億円	251.1 億円	264.9 億円	752.8 億円

※本年10月に県へ提出した見込額を参考としたもので確定した数値ではない。今後、介護報酬の改定等により上記表の数値に変更が生じる。

(2) 第8期保険料の上昇の要因

- ① 人口推計より75歳以上の人口が増加傾向にある。後期高齢者の認定率は前期高齢者と比較して高くなっていることから、認定者数、サービス利用者数の増加が見込まれる。また、認定者数の増加及び介護離職防止等を踏まえた整備方針として、在宅サービスだけでなく、居住系サービスについても積極的に整備していくこととしている。
- ② 調整交付金の交付割合の算定方法については、令和3年度から変更となる。明石市は第一号被保険者における後期高齢者の割合が全国平均よりも少ないため、第8期は、第7期に比べて交付割合が減少する。(令和2年割合：4.6%、第8期平均割合見込：3.57%…1.03%減)

【後期高齢者加入割合補正係数における年齢区分細分化】

(現行)	2区分	(65歳～74歳、75歳以上)
		↓
(R3以降)	3区分	(65～74歳、75歳～84歳、85歳以上)

これにより、第8期の調整交付金歳入が、第7期計画時に比べ約3.5億円減収となり保険料が約130円上昇する見込みである。

(3) 第8期保険料段階表の留意事項

- ① (1)の「標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額」より算定したもので、この見込額の変更により第8期保険料にも変更が生じる。
- ② 今後、国が各保険者に依頼している所得分布調査結果により、所得基準額に変更が生じることがある。
- ③ 第5段階が基準額である。各段階とも基準額に賦課割合を乗じて保険料を算出する。

- ④ 保険料上昇の抑制等を図るために、介護保険給付費準備基金を 12.5 億円取り崩すと仮定して保険料を算定している。

(4) 第 8 期保険料段階表（現時点の案）

保険料段階	対象となる方		賦課割合	第7期 年間保険料	第8期 年間保険料
第1段階	①生活保護受給者 ②世帯員全員が市民税非課税で、かつ本人が老齢福祉年金受給者もしくは、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者		基準額 × 0.3	21,132円	23,263円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯員全員が市民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超120万円以下の者	基準額 × 0.5	35,220円	38,772円
第3段階		前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が120万円超の者	基準額 × 0.7	49,308円	54,280円
第4段階	本人が市民税非課税	世帯員に市民税課税者がいる 前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の者	基準額 × 0.85	59,874円	65,912円
第5段階		前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円超の者	基準額(月額) 第7期5,870円 第8期6,462円	70,440円	77,544円
第6段階	本人が市民税課税	前年の合計所得金額が60万円以下の者	基準額 × 1.05	73,962円	81,421円
第7段階		前年の合計所得金額が60万円超120万円未満の者	基準額 × 1.18	83,119円	91,501円
第8段階		前年の合計所得金額が120万円以上150万円未満の者	基準額 × 1.22	85,936円	94,603円
第9段階		前年の合計所得金額が150万円以上200万円未満の者	基準額 × 1.28	90,163円	99,256円
第10段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額 × 1.5	105,660円	116,316円
第11段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額 × 1.54	108,477円	119,417円
第12段階		前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	基準額 × 1.77	124,678円	137,252円
第13段階		前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	基準額 × 2.0	140,880円	155,088円
第14段階	前年の合計所得金額が800万円以上の者	基準額 × 2.1	147,924円	162,842円	

※保険料の第1段階から第3段階は別枠公費により、それぞれの賦課割合が軽減されている。
 なお、その財源負担の内訳は、国が1/2、県1/4、市1/4である。第8期についても第7期と同様の公費負担があると想定して設定している。